

## 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、投資信託財産（以下「<u>信託財産</u>」という。）の組入資産の評価及び計理処理並びに受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算出等について定め、<u>信託財産</u>の評価及び計理の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（委託会社の忠実義務及び善管注意義務）</p> <p>第 2 条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成 12 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、<u>信託財産</u>の組入資産（以下「組入資産」という。）の評価に当っては、受益者のために忠実かつ善良な管理者の注意をもって当該業務を行うものとする。</p> <p>第 3 条～第 23 条 （略）</p> <p>（投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価）</p> <p>第 24 条 次に掲げる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）については、第 6 条から第 11 条及び第 13 条の規定は、国内取引所に上場されているものの評価について準用し、第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定は、海外取引所に上場されているものの評価について準用する。この場合においては、第 9 条から第 11 条中「株式」とあるのは「受益証券等」と、「旧株式」とあるのは「旧受益証券等」と、「新株式」とあるのは「新受益証券等」と読み替え、第 9 条中「合併新株式」とあるのは「合併投資証券」と、第 11 条中「上場新株式」とあるのは「上場新受益証券等」と、第 13 条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定受益証券等」と第 15 条中「外国株式」とあるのは「外国受益証券等」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>ただし、海外取引所に上場されているオープン・エンド型の受益証券等（<u>上場投資信託（政令第 12 条第 1 号及び 2 号に規定する投資信託をいう。以下同じ。）を除く。</u>）の評価につ</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、投資信託財産の組入資産の評価及び計理処理並びに受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の基準価額の算出等について定め、<u>投資信託財産</u>の評価及び計理の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p> <p>（委託会社の忠実義務）</p> <p>第 2 条 投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成 12 年法律第 198 号）第 2 条第 11 項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）は、<u>投資信託財産</u>の組入資産（以下「組入資産」という。）の評価に当っては、受益者のために慎重かつ忠実に当該業務を行うものとする。</p> <p>第 3 条～第 23 条 （同 左）</p> <p>（投資信託又は貸付信託等の受益証券の評価）</p> <p>第 24 条 次に掲げる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）については、第 6 条から第 11 条及び第 13 条の規定は、国内取引所に上場されているものの評価について準用し、第 15 条第 1 項から第 4 項までの規定は、海外取引所に上場されているものの評価について準用する。この場合においては、第 9 条から第 11 条中「株式」とあるのは「受益証券等」と、「旧株式」とあるのは「旧受益証券等」と、「新株式」とあるのは「新受益証券等」と読み替え、第 9 条中「合併新株式」とあるのは「合併投資証券」と、第 11 条中「上場新株式」とあるのは「上場新受益証券等」と、第 13 条中「上場予定株式」とあるのは「上場予定受益証券等」と第 15 条中「外国株式」とあるのは「外国受益証券等」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>ただし、海外取引所に上場されているオープン・エンド型の受益証券等（<u>特定株式投資信託（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 3 条 2 に規定する特定株式投資信託をいう。</u>）</p>

改正案	現行
<p>いては、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。</p>	<p>以下同じ。)を除く。)の評価については、当該受益証券等の運用会社等が公表する基準価額で評価することができるものとする。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (同左)</p>
<p>第25条～第27条 (略)</p>	<p>第25条～第27条 (同左)</p>
<p>(市場デリバティブ取引の評価等)</p>	<p>(市場デリバティブ取引の評価等)</p>
<p>第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引(金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号(以下「政令」という。))第3条第10号イ、八及び二に規定する商品投資取引のうち商品市場において行う取引(以下同じ。))をいう。)は、当該取引所が発表する計算日の清算値段又は帳入値段(以下「清算値段等」という。)で評価するものとする。</p> <p>なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。</p>	<p>第28条 取引所に上場されている市場デリバティブ取引(金商法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引をいう。)は、当該取引所が発表する計算日の清算値段(清算価格をいう。以下同じ。)で評価するものとする。</p> <p>なお、受渡決済を行った場合は、受渡銘柄が確定した日から当該受渡銘柄の評価を行うものとする。</p>
<p>2 海外取引所に上場されている外国市場デリバティブ取引(金商法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引及び政令第3条第10号イ、八及び二に規定する商品投資取引のうち海外商品市場において行う取引をいう。以下「外国市場デリバティブ取引」という。)は、当該海外取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算値段等又は最終相場で評価するものとする。</p>	<p>2 海外取引所に上場されている外国市場デリバティブ取引(金商法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下「外国市場デリバティブ取引」という。)は、当該海外取引所が発表する計算日に知り得る直近の日の清算価格又は最終相場で評価するものとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (同左)</p>
<p>(店頭デリバティブ取引の評価)</p>	<p>(店頭デリバティブ取引の評価)</p>
<p>第29条 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引及び政令第3条第10号に規定する商品投資等取引(前条第1項及び第2項に該当する商品投資等取引を除く。))をいう。)は、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額で評価する。なお、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額で評価する場合には、売気配相場による評価は行わないものとする。</p>	<p>第29条 金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う店頭デリバティブ取引(金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。)は、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額で評価する。なお、金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額で評価する場合には、売気配相場による評価は行わないものとする。</p>
<p>2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行っ</p>	<p>2 委託会社が、第2条の規定に定める忠実義務に従って評価額の入手に十分な努力を行った</p>

改正案	現行
<p>たにかかわらず当該店頭デリバティブ取引の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。</p>	<p>にかかわらず当該有価証券店頭オプション取引等の評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的事由をもって時価と認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価するものとする。</p>
<p>第30条～第31条 (略)</p>	<p>第30条～第31条 (同左)</p>
<p>(商品の評価)</p> <p><u>第31条の2 商品(商品取引所法(昭和25年法律第239号)第2条第4項に規定する商品をいう。)のうち商品市場に上場されているもの(商品投資等取引に該当するものを除く。)は、当該取引所の計算日における最終相場で評価するものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。</u></p> <p><u>2 海外の商品市場に上場されているもの(商品投資等取引に該当するものを除く。)は、当該海外の取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価するものとする。</u></p> <p><u>ただし、当該商品の取引所における過去の出来高等の状況を踏まえ、最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には第3項により評価することができるものとする。</u></p> <p><u>3 第21条の規定は、前各項以外の商品の評価について準用する。この場合において、同条第1項中「国債証券、地方債証券、その他細則に定める有価証券(以下「公社債等」という。)」とあるのは「商品」と、第2項中「当該公社債等」とあるのを「当該商品」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第32条～第49条 (略)</p>	<p>第32条～第49条 (同左)</p>
<p>(外貨建資産の決算処理)</p> <p>第50条 外貨建資産は、当該信託財産の計算期間の末日において有価証券その他の金融商品等(以下「有価証券等」という。)先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引</p>	<p>(外貨建資産の決算処理)</p> <p>第50条 外貨建資産は、当該信託財産の計算期間の末日において有価証券、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引を時価に評価換えし、各収益及び損失金額を外貨基金に振</p>

改正案	現行
<p>を時価に評価換えし、各収益及び損失金額を外貨基金に振替え、その後の各勘定残高を基準価額表示通貨に換算のうえ、外貨基金を除き基準価額表示通貨建の各勘定に加算するものとする。ただし、単位型投資信託にあっては、<u>有価証券等</u>、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引の評価換えは行わないものとする。</p>	<p>替え、その後の各勘定残高を基準価額表示通貨に換算のうえ、外貨基金を除き基準価額表示通貨建の各勘定に加算するものとする。ただし、単位型投資信託にあっては、<u>有価証券</u>、先物取引及びオプション取引並びにスワップ取引の評価換えは行わないものとする。</p>
2～5 (略)	2～5 (同左)
第51条 (略)	第51条 (同左)
<p>(基準価額の算定方法)</p>	<p>(基準価額の算定方法)</p>
<p>第52条 投資信託受益証券の基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益及び先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあっては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。</p>	<p>第52条 投資信託受益証券の<u>基準価額表示通貨建</u>基準価額は、計算日において当該信託勘定元帳に計上した資産総額から負債総額を控除した額に、<u>基準価額表示通貨建</u>有価証券評価損益及び<u>基準価額表示通貨建</u>先物取引等評価損益を加減し、基準価額表示通貨建以外の外貨建資産に投資運用する証券投資信託にあっては外国投資勘定評価損益及び為替評価損益を加減した金額を計算日の残存受益権口数をもって除した商とする。</p>
2～3 (略)	2～3 (同左)
第53条～第54条 (略)	第53条～第54条 (同左)
<p>(追加型投資信託の収益の分配等の処理)</p>	<p>(追加型投資信託の収益の分配等の処理)</p>
<p>第55条 追加型投資信託(第57条に規定する公社債投信及び<u>上場投資信託</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。</p>	<p>第55条 追加型投資信託(第57条に規定する公社債投信及び<u>第63条に規定する特定株式投資信託</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収益の分配等の処理は、次に定めるところにより行うものとする。</p>
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (同左)
第56条～第58条 (略)	第56条～第58条 (同左)
<p>(ファミリーファンドの収益分配の処理)</p>	<p>(ファミリーファンドの収益分配の処理)</p>
<p>第59条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託(以下「単位型子ファンド」という。)及び追加型投資信託(以下「追加型子ファンド」という。)の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p>	<p>第59条 親投資信託の受益証券に投資運用することとされている単位型投資信託(以下「単位型子ファンド」という。)及び追加型投資信託(以下「追加型子ファンド」という。)の収益分配の処理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p>
<p>なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド又は追加型子ファンドにおいて行うものとする。</p>	<p>なお、収益分配金及び信託報酬の処理は、単位型子ファンド又は追加型子ファンドにおいて行うものとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 第 55 条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託(第 57 条に規定する公社債投信及び<u>上場投資信託</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 60 条～第 62 条 (略)</p> <p>(<u>上場投資信託</u>の収益分配の処理)</p> <p>第 63 条 <u>上場投資信託</u>の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 収益分配金の計算は、細則で定める<u>上場投資信託収益分配金計算書</u>により行うものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 年 月 日から実施する。</p>	<p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 第 55 条の規定は、追加型子ファンドにおける収益の分配の処理について準用する。この場合において、同条中「追加型投資信託(第 57 条に規定する公社債投信及び<b>第 63 条に規定する特定株式投資信託</b>を除く。以下この条及び次条において同じ。)」とあるのを「追加型子ファンド」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第 60 条～第 62 条 (同 左)</p> <p>(<b>特定株式投資信託</b>の収益分配の処理)</p> <p>第 63 条 <b>特定株式投資信託</b>の収益分配の処理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(7) 収益分配金の計算は、細則で定める<b>特定株式投資信託収益分配金計算書</b>により行うものとする。</p> <p>(同 左)</p>